

第 17 号

令和3年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,723,148千円	207,399千円	1,930,547千円
第1項 医 業 収 益	797,035千円	△160,562千円	636,473千円
第2項 医 業 外 収 益	926,113千円	367,961千円	1,294,074千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,722,442千円	38,468千円	1,760,910千円
第1項 医 業 費 用	1,680,159千円	38,468千円	1,718,627千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	644,970千円	924千円	645,894千円
第2項 一般会計負担金	162,970千円	924千円	163,894千円
	支	出	
第1款 資本的支出	755,138千円	1,990千円	757,128千円
第2項 企業債償還金	246,193千円	1,990千円	248,183千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,079,840千円	38,213千円	1,118,053千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和4年度	千円 16,646
情報処理関連業務	令和4年度	8,498

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫